

令和5年第2回東大和市議会定例会会議録第14号

令和5年6月30日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	高峰章君	14番	大川元君
15番	中間建二君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	佐竹康彦君
19番	東口正美君	20番	金井康哲君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（14名）

市長	和地仁美君	副市長	小島昇公君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村西君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	伊野宮崇君
健幸いきいき部 長	川口荘一君	まちづくり部長	金子秀之君
教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
産業振興課長	佐伯芳幸君	道路交通課長	一ツ木正美君

議事日程

- 第 1 第 1 9 号同意 東大和市農業委員会委員の任命について
- 第 2 第 3 9 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計補正予算（第 3 号）  
〔総務委員会審査報告 日程第 3～日程第 5〕
- 第 3 5 第 8 号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情
- 第 4 5 第 9 号陳情 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情
- 第 5 5 第 1 0 号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大増税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情  
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 6～日程第 7〕
- 第 6 第 3 8 号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について
- 第 7 5 第 1 1 号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情
- 第 8 委第 4 号議案 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を求める意見書
- 第 9 議第 4 号議案 インボイス制度の実施中止を求める意見書
- 第 1 0 議第 5 号議案 来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J）を活用しないことを求める意見書
- 第 1 1 議第 6 号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議
- 第 1 2 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 3 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 3 まで

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） 6月28日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

去る6月28日に議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

御配付してありますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案3件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。

そのうち、議第6号議案につきましては、全議員による提出となっております。

なお、6月27日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

また、今定例会において一部の傍聴者に私語等の行為があったことから、議会の規律を保持するため、市議会傍聴規則及び市議会委員会傍聴規則の規定にのっとり、傍聴者に対し傍聴券裏面の記載事項を遵守してもらうことについて確認を行いました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 第19号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

○議長（東口正美君） 日程第1 第19号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） おはようございます。

ただいま議題となりました第19号同意 東大和市農業委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今定例会初日、本会議において、第12号同意 東大和市農業委員会委員の任命の同意を賜りました議案の内容に、一部誤りがございました。委員候補者の生年月日及び住所が誤っていたことから、改めて農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御提案申し上げました内野純子氏は、東大和市農業委員会委員の選任手続に関する規則第7条に規定する候補者評価委員会からの意見を踏まえ、委員に任命することが適当であると認められることから、御提案申し上げるものでございます。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第19号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって本案を同意と決します。

---

## 日程第2 第39号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

○議長（東口正美君） 日程第2 第39号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第39号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、自転車用ヘルメットの着用が全年齢で努力義務化されたことに伴い、住民に対して助成を行う市区町村に対し東京都が補助事業を創設したため、この補助金を活用して、当市でも自転車用ヘルメット購入補助事業を実施いたします。

また、ここで市民体育館の空調設備が老朽化による故障のため、冷房への運転切替えができなくなり、修理不能となりました。夏季は熱中症等が危惧されることから、至急の対応として、予備費を充当して代替の冷暖房設備を設置することに伴い、予備費の予算現額が減少したため、相当額を増額いたします。

以上2点につきまして、一日でも早く対応するために歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355億549万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第16款の都支出金は100万円の増額で、自転車用ヘルメット購入補助事業に係る自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助金の計上であります。

第19款の繰入金は2,800万円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は200万円の増額で、交通安全推進事業費におけます自転車用ヘルメット購入費補助金の計上であります。ヘルメットの購入に際し、1個当たり2,000円を補助するもので、実施時期は令和5年8月から令和6年3月までを予定しております。

第13款の予備費は2,700万円の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきますと存じます。

よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（佐竹康彦君） それでは、何点か質疑させていただきます。

予算書5ページから6ページ及び9ページから10ページの交通安全推進事業費、自転車用ヘルメット購入費補助金について伺います。

私も公明党は、道路交通法改正に伴います自転車ヘルメット着用の努力義務化並びに現今の物価高騰の社会状況を鑑みまして、3月及び6月に公明党会派といたしまして、尾崎前市長、そして和地市長に対しまして、自転車用ヘルメットの購入に関する補助制度の創設を要望してまいりました。今般、東京都におけます補助制度が開始されたことに伴いまして、一般質問においても同様の要望をさせていただいたところでございます。市におかれましては、迅速に御対応いただいたことに感謝申し上げます。

そこで、改めてになりますけれども、制度の詳細を伺いたいと思います。

対象個数は何個なのか、補助額はヘルメット1個当たり幾らか、対象期間はいつからいつまでか、対象店舗はどのようになるのか、通販は対象になるのか、また対象商品はどのようなものか、また制度の申込方法はどのようにするのか、また市民に対する制度の周知方法はどのようにしていくのか、この点について御答弁いただきたいと思います。

続きまして、予算書7ページから8ページ及び11ページから12ページにつきまして、財政調整基金の繰入れと予備費の増額について伺います。

今、壇上で副市長のほうからもお話がございましたけれども、改めまして、この予備費、当初予算が3,000万円増額分が2,700万円ということで、補正額がほぼ倍になるわけでございます。予備費をこのように増額する必要について、改めてその詳細を伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 補正予算書5ページ及び9ページの自転車用ヘルメット購入費補助事業の制度の詳細についてであります。対象個数につきましては、自転車用ヘルメット1,000個分でございます。

補助額につきましては、自転車用ヘルメット1個当たり2,000円でございます。

対象期間につきましては、令和5年8月1日から令和6年3月31日までとすることで検討を行っているところであります。

対象店舗につきましては、令和5年8月1日以降は、市内の自転車用ヘルメット販売店のうち補助事業に協力いただける店舗で、市が指定した店舗とすることを検討しております。したがって、この場合、通信販売等については対象外となります。

対象商品につきましては、東京都の補助要綱において、安全基準に適合することを認証したSGマーク等が付されているヘルメットとされておりますので、同様の基準を設けることなど、新品や、例えば3,000円以上のものなどなどを検討しております。

市民の皆様のお申込方法につきましては、市民の皆様の利便性等を考慮し、店舗において自転車用ヘルメットを購入する際に、市民であることが証明できる運転免許証や保険証等を提示していただき、申込書を記入していただくことで、通常の販売価格から2,000円を引いた価格で購入できるような形で検討をしております。

制度の周知方法につきましては、市公式ホームページや市報、公式SNSなどで周知を図ることを検討しております。

以上でございます。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書7ページ、財政調整基金の繰入れ、また補正予算書11ページ、予備費について、それぞれ増額補正が必要となった経緯でございますが、5月中旬に、市民体育館の空調設備につきまして暖房から冷房への切替えを行おうとしましたところ、この切替えを行う冷温水発生機のバルブの開閉ができなくなり、冷房機能が使用できなくなってしまいました。

また、この冷温水発生機ですが、開館当初からの機器でございます。本体の老朽化も著しい上に交換部品もないということから、修理が不可能であることが分かりました。影響を受ける場所につきましては、個別に空調を設置しました第1体育室を除きます市民体育館内の全施設になるものでございます。

この時点で、冷房が必要な夏場を目前にしておりまして、利用者の健康面等を考えますと一日でも早い対応が必要でありますので、置き型の空調機等を設置することといたしました。このことにつきまして、予算措置をしておりませんことから、予備費により対応をしたところでございますが、令和5年度の予備費のほとんどを執行してしまいますことから、相当額について予備費を増額させていただくものでございます。

なお、予備費の増額に当たりまして、財源がございませんので、財政調整基金を取り崩したところでございます。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** それでは、自転車用ヘルメット購入補助金につきまして再質問させていただきます。

詳細な制度の内容を御答弁いただきまして、ありがとうございました。次のような場合にどのように対応さ

れるのか、改めて伺います。

まず、他の自治体では遡っての制度適用をしているところもございますけれども、8月1日以前に購入をされた場合につきましてはどのように取り扱うおつもりなのか伺います。

また、購入する際に家族の分を購入するときは、どのようにすればこの補助制度を活用できるのか、また東京都の資料を拝見いたしますと、令和5年度、6年度の実施ということになっておりますけれども、都からの補助があれば次年度も実施すると理解してよいのか伺います。

また、1,000個分を超えて補助申請が出た場合にどのように対応するのか、また購入する際なんですけれども、クレジットカードやPay Payなどの電子決済で支払った場合も補助の対象になるのか。

これらの点について伺います。

**○道路交通課長（一ツ木正美君）** 補正予算書5ページ及び9ページの自転車用ヘルメット購入費補助事業に関する対応についてであります。遡っての制度適用につきましては、令和5年4月1日から7月31日までの間に自転車用ヘルメットを購入された方につきましては、領収書等を添付して市に補助金を直接申請できるようにするなど、可能な範囲で対応できるよう検討しております。

家族分を購入される場合は、その家族の身分証明書を提示の上、申込書に当該ヘルメットを使用する家族の名前を書いていただき、自転車用ヘルメット1個当たり2,000円の割引を受けていただくことを検討しております。

令和6年度に東京都の補助事業が実施される場合につきましては、市においても令和6年度の実施について検討していきたいと考えております。

予算を超えた場合の対応につきましては、東京都の補助金の上限が当市では1,000個分となっておりますので、その時点で本補助事業を終了とすることで検討しております。

補助制度としては、決済方法の指定を行わない方向で検討しておりますので、販売店で利用ができれば、クレジットカードや電子決済であっても補助の対象となる予定です。

以上でございます。

**○7番（上林真佐恵君）** 補正予算書10ページの自転車用ヘルメット購入費補助金のところで、今御答弁の中で大分詳細については分かったんですけども、この8月からの補助に対しては店舗で直接購入するということですけども、3月末から4月の時点で、市内の自転車店でかなりヘルメットが品薄になっていたりとかいう状況があったんですけども、そのあたり、今どういう状況、行けば買えるのかっていう、そのあたりの状況がどうなのかっていうことと、もしもお店で買えないっていう場合、通販とかっていうことも考えられるかなと思うんですが、そのあたり、どのように考えてらっしゃるのかお伺いしたいのと、それから周知のところ、例えば、ちょっとごめんなさい、聞き逃したかもしれないんですが、対象となる店舗でも何かこう、ここで買えば市の補助事業の対象になるというような、そういう周知も必要かなと思うんですが、そのあたり。

それから、遡って申請できる対象の方については、なるべくそういう時分に周知をしっかりとさせていただきたいと思うんですが、そのあたり、どのようにお考えなのかお伺いします。

**○道路交通課長（一ツ木正美君）** 補正予算書11ページの自転車用ヘルメット購入費補助事業についてでございますが、ヘルメットの流通に関しましては、今自転車の販売店に御協力を仰ぎながら行う事業でありますので、この事業に参加していただける店舗に確認を今取っているところです。

従前よりも流通がされているようなことである旨は伝え聞いていますので、正式にこれが決まり次第、今後

また協力店舗のほうに御協力のほうをお願いしたいと思っております。

2点目として、周知につきましては、市報や公式SNS等で周知するというのもありましたけれど、御協力していただける店舗については、ポスター等をこちらのほうで作成して、それを店舗に掲示するなどのことを今のところ考えております。

3点目として、遡りについてですが、遡りは4月1日から7月31日の間できるということになっておりますので、その旨を市報や公式SNS等も含めて、正式に市民の皆様に伝わるような形で伝えていきたいと思っております。

失礼いたしました。冒頭、私11ページと言いましたが、ごめんなさい、補正予算書の9ページから10ページに関してでした。ごめんなさい、訂正させていただきます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 私も補正予算書の9ページ、10ページの自転車用ヘルメットのところでお聞きします。

遡っても申請できるということだったんですけども、これから、8月から行われるときは市内の決まった店舗ということだと思んですけど、遡って申請する場合もこれから決まった店舗で購入した人のみなのかということをお聞きしたいのと、あと、この対象年齢は問わず、これまでも子供は自転車に乗るときはヘルメットをかぶるということになっていたかと思うんですけど、子供からこの補助金の対象になるのかということをお聞きしたいです。お願いします。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 補正予算書9ページ、10ページ、自転車用ヘルメット購入費につきましてですが、年齢につきましては一応全年齢を考えております。こちらは2点目ですね。

1点目につきましては、ごめんなさい、遡りにつきましては、8月1日からは自転車を購入できる店舗、市内の店舗ということで指定をさせていただいておりますが、遡りについては本年4月1日から7月31日までの間ということで検討しておりますので、この間に購入をされた方につきましては、市内の店舗ではなくても、市外の店舗であったり、例えば通信販売等で購入されたヘルメットであったとしても、領収証とか適合しているヘルメットなのかというのを御提示いただければ補助の対象になるということで、検討をしております。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 佐竹康彦君 登壇〕

○18番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党会派を代表し、第39号議案 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について賛成の立場から討論いたします。

今補正予算では、東京都の自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助金を活用して、自転車用ヘルメッ



ト購入費補助をスタートしていただくことになりました。

私ども公明党は、物価高騰対策の観点と、道路交通法改正に伴い自転車用ヘルメットの着用が努力義務となったことから、今年3月及び6月に自転車用ヘルメット購入費補助制度の創設を市に要望してまいりました。市民からも、制度創設のお声を私ども公明党議員に寄せられており、その実現を強く望んでまいりました。市におかれましては、急遽実施が決定した都の補助制度を活用し、速やかに補正予算の御検討をいただき、感謝申し上げます。

質疑におきまして、制度内容のあらましを確認させていただきました。市内事業者の方の御協力をいただきながら、この補助事業が滞りなく開始できるよう、十分な準備をお願いいたします。市民への分かりやすい周知も進めていただき、自転車を利用される市民の皆様の安全確保に大いに資することを期待いたします。

また、今補正予算では、予備費が2,700万円増額されました。市民体育館の空調設備の老朽化による不具合に対して、利用する市民の健康を考慮し、速やかに修繕することが必要になったため、財政調整基金を取り崩して活用されるとのことでした。

公共施設並びに各設備の老朽化は、自治体の行財政運営における継続的で重要な課題です。今回、迅速に財政措置を図って修繕がなされることは、公共施設の適正な管理の点から、市民の利益が大きいのと考えます。

市は、包括施設管理業務を推進し、日頃より公共施設の老朽化等に注意を払っておられますが、今後も公共施設の適時適切な管理のために必要となる財源について、着実な確保と適正な運用に努めていただくことを望みます。

以上、第39号議案に対する賛成討論といたします。

[18番 佐竹康彦君 降壇]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第39号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第3 5第 8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情

日程第4 5第 9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

日程第5 5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情

○議長（東口正美君） 日程第3 5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情、日程第4 5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情、日程第5 5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済

も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情、以上、陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、総務委員会委員長、森田博之議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 森田博之君 登壇〕

○10番（森田博之君） ただいま議題に供されました5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情、5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情及び5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和5年6月26日に本委員会を開催し、審査を行いました。

5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情は、議題に供した後、朗読終了後、説明員の出席はなく、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

5名の委員より、自由討議が行われました。

主な自由討議は次のとおりであります。

1番目の委員より、冤罪事件を防いでいくという趣旨では理解ができる。しかしながら、陳情の中の3点においては、なかなか一致が難しい。再審法の改正促進という趣旨では賛同できるので、趣旨採択で議会として一致することが望ましいのではないかと御意見が述べられました。

2番目の委員からは、冤罪は本当に絶対あってはならない。冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。現行の再審制度が課題を抱えている。この陳情者が求める3点には賛成したいと思っているが、すり合わせができて意見書が出せたらと思っているとの意見でありました。

3番目の委員からは、完璧な法というのは存在しない。一般論で見ても、制度の不備を整備するということは当然。早急に整備していくべき。趣旨採択という言葉が出たが、全会一致で出せるのであれば、それにこしたことはないとの意見。

4番目の委員からは、今現在冤罪についても、法務省において再発防止の真剣な議論を継続している。当然、冤罪については絶対に許されるものではない。真剣に議論を続けていくことが一番大事なこと。趣旨全体、内容に関しては、理解を示すところ。趣旨採択でまとまるようであれば、私も賛同したいという意見。

5番目の委員から、冤罪は自白が最大の根拠となるような時代に起こってきたという背景があると思う。冤罪があつていいと決して思わないが、やったんじゃないかというふうな見方も全くないわけではない。一概に、検察官への不服申立てというものを全面的に捨象するということはどうかと思う。趣旨採択、そういうところで意見書が作れたらと思うとの意見が述べられました。

さらに、1番目の委員より、再審法の改正の促進を国に求めていくということでは市議会として一致できるのかと思うが、その中身については慎重に考えていくべきではないかという意見が述べられ、さらに2番目の委員より、冤罪で今現在まだ苦しんでいる方がいっぱいいらっしゃることを考えると、この再審法をきちんと改正する必要がある。ただ、意見書については、皆さんの一致が大事だと思うとの意見が述べられました。

1名の委員より、本件について自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出され、直ちに採決に入りました。異議はなく、5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情は趣旨採択と決しました。

次に、5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情は、議題に供した後、朗読終了後、説明員の出席はなく、質疑を省略し、自由討議を行いました。

4名の委員より、自由討議が行われました。

主な自由討議は次のとおりであります。

1番目の委員より、世界平和統一家庭連合、いわゆる統一教会に関しては、宗教団体とは言い難い存在。多くの方が被害に遭っている。その経過を見ても、この陳情に賛成できるものではないとの意見が述べられました。

2番目の委員より、宗教団体に対して関係断絶を行うということであれば、もちろん憲法違反ということになると思うが、反社会的な団体ですので、逆に一切関係を持たないということを議員が決議することは重要なこと。この陳情に対しては反対したいとの意見が述べられました。

3番目の委員より、現状も将来的にも、議会を縛ることはしたくないと考えている。賛同はできないとの意見がありました。

4番目の委員より、陳情の趣旨の内容の、いかなる思想信条を持っていたとしても、このことによって不当な差別を受けることがないよう配慮してください、これについては当然である。一方、世界平和統一家庭連合との関係断絶などの議決を行わないようにしてくださいという趣旨については、東大和市議会ではこのような動きはありませんので、この陳情を採択する必要はないとの意見でした。

自由討議を終了、討論はなく、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立なしであったため、5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情は不採択と決しました。

次に、5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情は、議題に供した後、朗読終了後、説明員の出席はなく、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

5名の委員より、自由討議が行われました。

主な自由討議は次のとおりです。

1番目の委員より、本陳情には反対の立場。国家安全保障の最終的な担保は防衛力。現在我が国が置かれている厳しい安全保障環境を踏まえれば、抑止対処を実現するために、防衛力の抜本的な強化は一刻の猶予も許されないとの意見が述べられました。

2番目の委員より、今回のこの陳情内容に関しては全く同感。日本国憲法の下で、武力による手段を使わないで平和外交に徹すべき。平和憲法があるわけだから、そこに徹すべきとの意見でありました。

3番目の委員より、安全保障という点で、軍拡を、軍備を増強する、ミサイルを持つ、敵基地を攻撃できる能力を持つということが、逆に日本を戦争に近づけて危険にするものだと思う。市議会としても、平和を守り、市民の生活を守る立場に立って、この陳情は賛成すべきとの意見が述べられました。

4番目の委員より、防衛費をGDP比2%、防衛費を2倍にしたところで、単純に防衛力が2倍になるわけではない。現在も4割以上が人件費。数字ありきで語られるものではない。問題なのは、その財源。防衛費が必要であれば、痛みを伴う財源問題を直視し、国会等で訴え、審判を仰ぐべきとの意見がありました。

5番目の委員より、共同通信の世論調査でもある敵基地攻撃能力の保有については、国民理解は進んでいる。どう日本の平和と繁栄を守っていくのかという趣旨での防衛力強化が一般の法律。そのための財源を確保する

ための対処がなされたと理解している。本陳情には反対するとの意見が述べられました。

さらに、3番目の委員より、国民の暮らしがこれだけ大変になっているときにお金をかき集めてやるということは、本当に日本がどうなってしまうのかなと思う。国民で議論をきちんとするということも含めて、この陳情には賛成したいとの意見でありました。

さらに、5番目の委員より、日本が先制攻撃をしていいのかという発言があったが、当然先制攻撃は国際法で禁止されている。敵基地攻撃能力、反撃能力を保有するからといって、日本が先制攻撃をしていいわけには当然ならない、そういう立場ではないとの発言でありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立少数であったため、5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情は不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果報告を終了いたします。

議長において、よろしく取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔総務委員会委員長 森田博之君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、第8号陳情「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情に賛成、第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情に反対、第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

初めに、第8号陳情について申し上げます。

ある日突然、身に覚えのない罪を着せられて、長期間にわたり拘束され、時には極刑により生命すら奪われる冤罪は、本来歩むはずだったかけがえのないその人の人生だけでなく、家族など身近な人々の人生までも奪うものであり、絶対に許されるものではありません。

無実の被害者を救済するための最終手段とも言われる再審ですが、現行の再審制度が抱える制度的・構造的な課題により、冤罪被害者は数十年という人生のほとんどの時間を費やしてもなお救済されないケースがあるなど、人道的に見て異常な事態が続いています。

第1の問題点は、全ての証拠を開示させる義務がないことです。

無罪につながる証拠も、有罪につながる証拠も、全ての証拠が開示されなければ、公正な判断ができないのは当然のことです。しかし、現行法ではその規定がないため、検察が無罪につながる証拠を隠し、その結果、無罪の被害者が有罪にされる事例が幾つも起こっています。実際に、これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手となっています。

第2の問題点は、検察官の不服申立てにより、再審開始が理不尽に遅らせられたり、再審そのものが取り消されたりしているということです。

無実の被害者を救済するための制度でありながら、検察の不服申立てによって、再審開始が認められるまで30年、40年という気の遠くなるような年月を要しており、その間に被害者が獄中で亡くなった事例すら起きています。再審開始決定に不服があるなら、再審公判で主張すればいいのであり、冤罪被害者がその入り口にすら立つことができないのは、著しい人権侵害だと考えます。

第3の問題点は、再審の手續にこうしたルールが明確に規定されていないという点です。

全ての証拠の開示義務や検察官の不服申立ての禁止だけでなく、手續に明確なルールがないため、裁判所の裁量に委ねられており、いわゆる再審格差が生じています。無罪の被害者を救済するための制度として、手續を明確化する必要があります。

逮捕から57年、検査機関による捏造の疑いのある証拠に基づき、死刑判決が確定してから43年という長い年月を経て、ようやく今年3月に再審開始が認められた袴田事件で、被害者の袴田巖さんは、半世紀にわたる収監と死刑の恐怖による拘禁反応が残り、現実と妄想の世界を今も行き来しているといえます。

東電OL殺人事件では、無罪につながる証拠が当初から存在していたにもかかわらず、検察に隠されていたため、無期懲役となりました。獄中からの粘り強い再審請求により、真犯人のDNA型が明らかになり、15年後に再審無罪となりました。

また、検察官が虚偽の発言をして自供の誘導を行った上、取調べを録音したテープの存在を隠し、有罪となった布川事件では、29年後に再審無罪となった後、国や県に賠償命令が下されました。

いずれも、検察の証拠隠しや不服申立てによって、気の遠くなるような長い期間、いわれのない刑罰を受けなければならなかった事例です。そして、今このときも、無罪の罪で不当に拘束され、再審を求める冤罪被害者は、先の見えない残酷な状況下で苦しみ続けています。

よって、本陳情に全面的に賛成するものですが、委員会で全面的な一致を見ることはできませんでした。その上で、再審法の日も早い改正を求めることで一致できたことを重視し、趣旨採択と一致点での意見書提出に賛同するものです。

次に、第9号陳情について申し上げます。

本陳情は、議会として世界平和統一家庭連合との関係断絶などの議決をしないこと、信者やその子供らが不当な差別を受けまいよう配慮することを求めるものですが、この問題は一般的な宗教に対するものではなく、反社会的団体である当該団体と政治との深い癒着の問題があることを明確にする必要があります。

数々の犯罪によって違法判決が確定している旧統一教会及び関連団体は、現在も違法行為を重ねており、その反社会的性格に鑑み、一切の関係を持たないと決議することは、民主主義の根幹である宗教・思想の自由を守る上でも、住民の生命・財産を守り、住民福祉の向上を図る地方議会の責務の上でも、むしろ重要であると考えます。

全国弁連の声明は、議会や議員などが自ら反社会的団体である統一教会との関係や政策立案等に影響を与え

ていないかなどを調査し、関係を断つことを明らかにするよう求めているもので、議員個人の信仰の有無を問うなどの調査を求めているものではありません。その上で、令和5年第1回総務委員会で審議された、旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情で、各委員の皆さんから自発的に当該団体とは一切関係がないと発言されていたことは重要だと考えます。

よって、本陳情に反対し、国において被害者の救済を速やかに行うこと、政治との癒着の徹底解明を引き続き行うことを求めます。

なお、反社会的団体であっても、構成員やその子供に対する差別はあってはならないということも申し上げておきます。

次に、第10号陳情について申し上げます。

本陳情は、防衛費増額の財源を確保する特別措置法、いわゆる軍拡財源法案に反対し、国に対し意見書を提出することを求めるものです。6月16日の参院本会議で可決、成立したことから、ますますその意義は強くなっていると考えます。

軍拡財源法は、昨年末、国会での審議もなされず、国民に信を問うこともないまま閣議決定された安保3文書に基づき、今後5年間で総額43兆円もの防衛費を確保するため、防衛力強化資金を創設することが柱となっています。

防衛力強化資金は、医療体制の強化や職員の待遇改善に使うべき国立病院機構と地域医療機能推進機構の積立金を軍拡財源に回し、防衛省が複数年度にわたり自由に使えるものです。本来医療に使われるべき資金を軍事費に流用するだけでなく、会計年度ごとに予算を作成し、国会で審議する単年度主義、財政民主主義の破壊であり、許されるものではありません。

決算剰余金も軍事費に充てられますが、その元となる巨額の予備費は赤字国債が原資であり、未来の世代に莫大な増税を強いることになりかねません。

そもそも、43兆円という莫大な費用を投じるこの大軍拡が、米国の要請に従ったものであることは重大です。2020年に米国防長官は、日本を含む同盟国に、国防費を国内総生産（GDP）比で少なくとも2%に増やしてほしいと表明。中国やロシアに対抗するためと説明しましたが、それだけではなく、米国の負担軽減につながる狙いもあることは明らかです。

安保3文書には、「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず」と書かれていますが、軍事費がGDP比2%以上となれば、日本は米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国となります。防衛省が400発もの取得を進めている米国製の長距離巡航ミサイル、トマホークは、他国領土への攻撃に特化した兵器であり、専守防衛を逸脱するものであることは明らかです。

実際に、米国が同盟国と一体に地球規模で構築している統合防空ミサイル防衛（IAMD）は、中国やロシアのミサイル脅威を念頭に、敵基地攻撃とミサイル防衛を一体化したシステムですが、米統合参謀本部のドクトリンでは、基本原則として、相手から攻撃を受ける前にミサイル基地や滑走路、指揮統制機能を破壊する先制攻撃を行うことが明示されています。

国会質疑の中で、岸田首相は、米国のIAMDに統合、参加することはない、日本は独自に行うと答弁しましたが、米国からは同盟国のシステムが相互運用可能となるよう求められており、また米空軍の資料では、米国が単独でIAMD能力を高めるのは不可能とされています。事実上、自衛隊が先制攻撃を含む米軍のIAMDに組み込まれ、一体的に運用されることは避けられず、絶対に許されません。

日本が敵基地を攻撃できる武力を保有すれば、相手国に脅威を与えることになり、相手国もその脅威に対し脅威で応えようとする。軍事対軍事の脅威がエスカレートすれば、双方が戦争を望まなくても、何らかのきっかけで衝突が起こりかねず、結果として戦争に陥るリスクを高めることにつながります。実際、岸田政権は、核兵器などの攻撃に耐えられるよう、小平駐屯地、立川駐屯地を含む全国300の自衛隊基地を地下化する計画を進めようとしています。

既に日本の国土が攻撃されることすら想定している、まさに戦争準備そのものではないでしょうか。この大軍拡は、日本の防衛どころか、米国の対中包囲網に日本を組み込むためのものであり、日本に戦争を引き寄せ、国民の暮らしを破壊するものです。

終わりの見えない物価高騰、減り続ける実質賃金、諸外国と比べても異常に高い教育費、年金だけでは生活できず、高齢になっても働き続けなければ暮らしが成り立たないなど、世代を問わず暮らしが厳しさを増している中、必要なのは軍事費の倍増ではなく、OECD諸国との比較でも最低レベルの教育費や社会保障費を抜本的に引き上げ、国民の暮らしを豊かにすることです。

日本共産党が3月30日、日中間には両国関係を話し合いで前向きに打開する十分な土台があることを示す日中提言を発表し、両国政府が肯定的な受け止めを表明したことは重要です。我が党は、戦争を起こさせないことが最も重要な政治の役割であると考え、徹底的な外交努力で東アジアに平和の枠組みをつくることを提案しています。

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、米国、中国、日本なども参加する東アジアサミットを強化し、平和の枠組みである友好協力条約を東アジア規模に拡大する努力をしています。ASEANと協力し、東アジアを平和な地域にするために、憲法9条を生かした外交努力を尽くすことこそ、最も現実的で最も優れた安全保障であると考えます。求められているのは、戦争の準備でなく、平和の準備です。

東大和市は、平和都市宣言で、「平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する。」としています。本陳情に賛成し、東大和市議会としても、平和を守り、市民の生活を守る立場に立って、国に意見書を提出することを呼びかけまして、討論を終わります。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔15番 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、5第9号陳情 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情及び5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情に反対の立場で討論を行います。

初めに、5第9号陳情であります。本件では陳情趣旨において、世界平和統一連合との関係断絶などの議決を行わないことを求めておられますが、当市議会においてそのような議決を行う動きも予定もないことから、本陳情を採択する必要はないものと考えます。

なお、憲法第19条では、児童を含めた全ての国民に対し思想及び良心の自由について保障しており、憲法第20条第1項において、信教の自由は何人に対してもこれを保障する旨を規定しているほか、同条第3項において、国及びその機関が宗教教育その他いかなる宗教的活動を行うことも禁止をしております。

また、教育基本法第9条第1項において、宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教

育上これを尊重しなければならない旨が規定されており、これを遵守することは当然であると考えます。

次に、5第10号陳情であります。本陳情は大きな誤解や誤認があるものと考えます。

本陳情で述べられている軍拡財源法とは、本年6月16日に成立した、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法を指しているものと思われま。

本法律は、陳情者が述べている大增税に道を開くことがないように、歳出改革や決算剰余金、国有財産の売却に取り組み、税金以外の収入を複数年度にわたって活用できるようにするため、一般会計に防衛力強化資金を創設するなど、あらゆる手段を講じて税外収入を確保することで、できる限り国民負担を抑制しながら、当面必要となる防衛力強化のための財源を確保していくための法律であります。

日本を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中、政府は昨年12月、日本の安全保障の最上位政策文書である国家安全保障戦略など安保関連3文書を改定し、防衛力の抜本的強化を図る方針を示しました。

北朝鮮は、度重なる国際社会からの非難を一切無視して、これまでとは比較にならない驚異的な勢いで多様な弾道ミサイル発射を繰り返し、その技術開発は日進月歩に向上していると言わざるを得ません。

ロシアは、国連安保理常任理事国でありながら、国際法を無視してウクライナを侵略し、国際秩序が危機に瀕しております。

中国は、その軍事力を年々増強し、東シナ海や南シナ海などの海洋進出の動きも活発であります。

従来の概念では考えられなかったような国際環境の変化の中で、我が国の周辺国の動向を見据え、国民の命と平和な暮らしを守るために我が国の防衛力を強化し抑止力を高めることは、多くの国民が望まれております。

本陳情で紹介されている共同通信の世論調査では、他国領域のミサイル基地などを破壊する反撃能力の保有について、賛成が61%、反対が36%とのことでありました。一方で、防衛費増額のための財源確保に当たっては、目下の物価高騰などの現状を考慮し、国民負担ができる限り増えないように配慮することは当然であり、本法律は、当面必要となる財源を確保するために、まずは無駄の削減や使われなかった予算を活用するなど、歳出改革の徹底や決算剰余金の活用、特別会計からの繰入れなどによって、その大部分を確保するものであります。

また、このような無駄の削減などを徹底した上で、それでも足りない部分について法人税、所得税、たばこ税で賄うという方針が今示されておりますが、現在示されている内容では、ほとんどの国民の負担は増えないものと理解をしております。

法人税については、本来の税額に4から4.5%を上乗せするとのことですが、中小企業を守るために、当初170万円としていた法人税額からの控除額を500万円まで引き上げることにより、課税対象は全法人の6%弱となり、法人税が増額となるのはほとんど全てが大企業であり、大半の中小企業は増えないものと見込まれております。

所得税については、本来の税額に1%の上乗せを行う一方で、東日本大震災の復興予算に充てている復興特別所得税の税率を1%引き上げ、当面国民負担が増えないように制度設計される方針が示されております。

私ども公明党は、このたびの防衛財源の確保に当たっては、防衛費の増額ありきではなく、今何が必要なのかきちんと積み上げた上で、必要な防衛力確保に取り組むべきと主張してまいりました。新たに決定した防衛力整備計画には、その内訳が明記をされております。

なお、反撃能力については、北朝鮮のミサイル技術の向上などに対応するためのものであり、既存のミサイル防衛で防ぎつつ、相手からのさらなるミサイル攻撃を防ぐ抑止力として保有するものであります。



また、万が一にでも他国から日本に対する武力攻撃が開始されたとき、自衛権行使の3要件に基づき、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として実施されるもので、どこまでも専守防衛の枠内で対処されるものであります。

また、先制攻撃は国際法で明確に禁止されており、我が国が反撃能力を保有した場合でも、専守防衛を逸脱する先制攻撃を行うことは、当然のことながら許されません。

総務委員会での陳情審査においては、外交努力が抑止力につながるとの御意見もありました。平和を守るために外交努力が重要なことは当然であり、先般の国家安全保障戦略の改定においては、当初防衛力の整備強化を中心とした議論が先行しておりましたが、公明党がそれに歯止めをかけ、外交力の強化を第一の柱に据えるべきだと強く主張した結果、日本の安全保障の最上位政策文書となる国家安全保障戦略の中に、国際社会の平和と安定、脅威の出現を未然に防ぐための外交力が第一に重要である旨の文章が明記されたところであります。

平和外交と抑止力によるバランスの取れた安全保障政策を推進するため、これからも公明党は、政党間交流などを通じ、地域の平和と安定に積極的な貢献を果たしてまいります。

以上のことから、専守防衛の方針の下で日本の平和を守り、国民の生命、自由、幸福を追求する権利を最大限に尊重するための防衛力強化と、そのための財源確保を進めるための法律である、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法に、反対を求める趣旨の本陳情に反対するものであります。

以上で、公明党を代表しての討論といたします。

[15番 中間建二君 降壇]

[9番 木下富雄君 登壇]

○9番(木下富雄君) 自由民主党新政会の木下富雄です。自由民主党新政会を代表して、5第9号陳情 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情について反対の立場から討論いたします。

個々の政治家は、国民の皆様からできるだけ幅広い支援をいただくために、政治活動の一環として、様々な方々と交流しております。憲法20条、信教の自由については、憲法上の保障がされておりますが、社会的に問題が指摘されている団体との関係については、国民に疑念を持たれることがないように十分に注意しなければなりません。

憲法上の信教の自由は尊重しなければなりません、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守しなければならないのは当然のことであり、仮に法令から逸脱する行為があれば、厳正に対処しなければなりません。

また、陳情趣旨1にあります決議を行わないようにしてくださいなどについては、将来におきましても東大和市議会における判断にも影響を及ぼす可能性があることですので、これも賛同いたしかねます。

自由民主党としましては、既に今後旧統一教会及びその関係団体との関係遮断を徹底していく方針を表明しており、国民の皆様から疑念を抱かれることがないように、活動を助長する行為や、これらの組織・団体からの不当な政治的な影響力を受ける行為については厳に控える、を党所属国会議員、各都道府県支部連合会、地方議員へ周知徹底されております。

以上の点を踏まえ、自由民主党としましては、当該団体との関係を断つことを基本方針として徹底していく方向性を明確にし、政府自由民主党は対応に当たっているため、本陳情には賛同いたしかねることから、反対の討論とさせていただきます。

[9番 木下富雄君 降壇]

[ 1 2 番 蜂須賀千雅君 登壇 ]

○12番(蜂須賀千雅君) 12番、蜂須賀千雅です。私は自由民主党を代表し、5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情につきましては反対の立場から討論させていただきます。

近年の激変する安全保障環境が一段と厳しさを増す中であって、我が国として国民の命や暮らしを守るために何が必要なのか、具体的かつ現実的に議論をし、積み上げていくことであると考えており、その結果、防衛力の抜本的強化に当たって必要となるものの裏づけとなる予算をしっかりと確保していくことを目指しております。

こうした考えの下に基づいて、防衛費の内容、規模、その裏づけとなる財源、この3つをしっかりと、政府としてまさに議論をしております。

また、安全保障環境を維持するためには、NATOを含めた各国が経済力に応じた相応の防衛費を支出しており、我が国として国際社会の中で安全保障環境の変化を踏まえた防衛力の強化を図る上で、GDP比を見ることは指標の一つとして一定の意味があると考えており、我が国国防力の5年以内の抜本的強化に必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保、これらを一体的かつ強力に進め、予算編成過程で結論を出していく必要があり、国会での議論を踏まえた上で、来年度予算として示していく方針です。

東シナ海、南シナ海を含め、我が国周辺でも安全保障環境が急速に厳しさを増す中、我が国の領土、領空、領海を断固として守り抜くために抑止力と対処力を強化することは最優先の使命であり、我が国また自由民主党は、責任政党として毅然として、外交力と国際力の強化で国民の生命と財産を守り抜いていく必要があり、よって、本陳情には賛同いたしかねることから、反対の討論とさせていただきます。

[ 1 2 番 蜂須賀千雅君 降壇 ]

○議長(東口正美君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東口正美君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

5第8号陳情 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東口正美君) 御異議ないものと認め、趣旨採択と決します。

---

○議長(東口正美君) 採決いたします。

5第9号陳情 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長(東口正美君) 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大増税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情、本件に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時44分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

日程第7 5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情

○議長（東口正美君） 日程第6 第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、日程第7 5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、厚生文教委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） ただいま議題に供されました第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について及び5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和5年6月27日に本委員会を開催し、副市長、教育長及び関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

初めに、第38号議案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりであります。

コロナ禍を挟み、市民会館の運営に関してどのように総括し、評価しているのかとの質疑に対して、感染拡大防止に関する動向を注視するとともに、しっかりと利用者の予防対策を取りながら、コロナ禍において地域文化の拠点として適正な施設運営に努めたものと評価しているとの答弁。

次に、選定された管理者の事業計画で高く評価したところは、との質疑に対し、民間のノウハウを生かし、地域の人材の掘り起こしや育成が期待できること、利用者数の増及び高い施設稼働率の維持が期待できること、事業の提案がより具体的であること、文化芸術の普及活動を市内の様々な場所で実施する提案があり、地域活性化に寄与できると期待できることとの答弁。

次に、重点施策、6つの公約に対する評価と「輝きプラン」との関連は、との質疑に対し、子育て分野の重

点化として、子供やファミリー向けの講座数の大幅アップや、まちなか活性化事業などにより、「輝きプラン」の基本施策として掲げている子どもたちの笑顔があふれるまちづくり、心豊かに暮らせるまちづくり、暮らしと産業が調和した活力あるまちづくりに寄与することができるものと評価しているとの答弁。

次に、経済節減計画に関する市の認識は、との質疑に対して、市民会館の利用者や来館者が快適に利用できる環境は維持しながらも、経済節減をする提案がなされ、また地元雇用の促進により地域の活性化も期待されることを評価しているとの答弁。

次に、物価高騰が続いた場合の市の財政的な措置をどのようにしていくのかとの質疑に対して、次期契約の指定管理者については、当初予算にて物価高騰等への配慮を一定程度含めている。また、今後においても物価高騰が通常想定し得る上昇の域をはるかに超えるものであり、委託者及び受託者においても回避不能であった場合には、基本協定書第36条に関する協議を事業者と行いたいと考えているとの答弁。

次に、5年間で不具合はなかったのか、そのような状況を踏まえて次の5年に向けてどのような改善が図られるのかとの質疑に対して、現状大きなトラブルや事故は発生していない。引き続き不具合の生じないよう、密な連携体制を取っていききたいとの答弁。

次に、物価高騰以外に指定管理委託料がこれまでの5年間より上回る理由があるのかとの質疑に対して、人件費の増額分というものも含まれているとの答弁。

次に、直営で個々の業務を民間委託する場合との比較については、との質疑に対して、個々の詳細の試算というものはしていないが、直営での5年間のコストと今回提案されている費用との比較をすると、5年間で約2億円の経費削減になっていると見込まれるとの答弁。

次に、利用料の値上げや事業者が自主事業の割合を増やしてしまい、市民の利用枠が減ってしまうというような懸念がないのかとの質疑に対して、東大和市民会館条例に基づいて利用料金を定めており、現状での利用料金改定については、検討の俎上にのせていない。また、利用枠は、原則として各月の休日等の合計の半数以下となるよう調整を行うものとしているとの答弁。

次に、働く方の労働条件や権利を市としてどう守っていくのかとの質疑に対して、指定管理事業者からの日報や勤務表によって勤務状況を確認し、雇用する職員の労働条件が損なわれないよう注視しているとの答弁。

次に、集客の課題を市としてどのように考えているのかとの質疑に対して、コロナ禍の影響で利用する側のほうでもある程度控えてしまったという傾向はあったと捉えている。より集客が伸びるような工夫をして、指定管理事業者と連携を取り合っていくとの答弁。

次に、市民が自主的にやろうとしていることに対して応援して盛り上げていくような部分があると思うが、市としてどのように認識しているのかとの質疑に対して、地域活性化にもつながり、非常に大切なものというふうに捉えているとの答弁。

次に、基本協定書17条の災害等応急活動について、具体的にどのような災害が起こったときに対応するのかとの質疑に対して、火災や地震、台風などの災害の種類ごとの対応マニュアルや緊急時行動指針を定めており、通常時から防災訓練や消防訓練、避難誘導訓練を実施しているとの答弁。

次に、災害が発生しイベントなどが中止になったときの補償は、との質疑に対して、発生状況などによって個別に事業者と調整を図りたいとの答弁。

次に、市民からの御意見などには、事業者に対して寄せられるものと市に直接寄せられるものがあると思うが、全て市に情報は入ってくるのかとの質疑に対して、毎月定例会を行い、施設側に寄せられている意見や発

生している課題を共有しているので漏れないように取り組んでいるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議では、2名の委員より意見が述べられました。

自由討議を終了し、討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、全会一致により、第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

次に、5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに審査に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

陳情書に社会福祉協議会の建物はプレハブとあるが、この建物の概況として、建築年度や面積は、との質疑に対して、中央地区福祉集会所として市有地に建てた市の建物であり、社会福祉協議会に対する使用許可により、社会福祉協議会の業務に使用されている。敷地の面積は853平方メートル、床面積は428平方メートルで、軽量鉄骨造で、最初の建築工事は昭和59年度であるが、その後、複数回にわたり増改築工事がされているとの答弁。

次に、市では、公共施設の更新に関する計画を策定していたと思うが、その中で社会福祉協議会の建物の対応についてどのように定めているのかとの質疑に対して、老朽化対策として、短期的には改修や移設、また長期的には更新、建て替えについて検討するとしている。この検討の時期は、学校の更新が落ち着いてから、令和17年度から令和23年度を想定している。また、市役所庁舎の建て替えについて検討する際は、庁舎敷地への他の機能の統合——複合化や集約化ということについても検討するとしており、社会福祉協議会の建物も対象に含まれているとの答弁。

次に、社会福祉協議会が行っている業務はどのようなものがあるのか、また業務を処理するために何人ぐらいの職員さんが働いているのかとの質疑に対して、社会福祉協議会が行う事業としては、ボランティアセンターの運営や福祉祭の開催などがあるが、そのほか市の委託や補助を受けて行う事業、法令に基づく事業所の運営など多岐にわたっている。これらの業務で勤務している職員は現在46名で、内訳は、正式職員16名、嘱託員17名、臨時職員13名であるとの答弁。

次に、社会福祉協議会から建物に関する要望等が出されているのかとの質疑に対して、老朽化対策や相談用のスペースの確保のために事務所の建て替えについて要望が出されているとの答弁。

次に、社会福祉協議会の参加団体数は、との質疑に対して、令和4年度では、24の福祉施設及び団体が会員となっているとの答弁がありました。

次に、運営経費の何%ぐらいが補助金で賄われているのかとの質疑に対して、令和3年度の経常活動費収入に占める補助金については、割合としては約27%となっているとの答弁。

次に、周辺市においては、大きな、また立派な建物で運営されているという指摘がなされているが、そういう理解で間違いはないのか。また、機能性、効率性からいっても問題があるという指摘もあるがとの質疑に対して、隣接する4市の建物については、いずれも鉄筋の建物であるということ認識している。また、機能性等の指摘については、社会福祉協議会の業務遂行はできているものと認識しているとの答弁。

次に、社会福祉協議会だけでなく、多くの福祉事業者が苦労して福祉事業の一端を担っていると思うが、こうした事業者についても一層の支援が必要では、との質疑に対して、社会福祉法によると、社会福祉法人とい

うのは、自主的にその経営基盤の強化を図るということを求められており、さらに社会福祉事業に支障のない範囲で収益事業を行うこともできるようになっている。こうしたことから、基本的には、市から独立して経営する団体であるというふうに認識しているとの答弁。

次に、陳情者のプレハブに関する認識について市としてはどのように考えているのかとの質疑に対して、プレハブという言葉がよく土木工事や建築工事の現場の近くに建てられた従業員や作業員が詰める建物のような仮設の建物の印象を受けるかもしれないが、実際にはそうではなく、プレハブ工法というあらかじめ工事で精密に生産した壁などの部材をして積み上げ、組み立てる工法を指します。そのために、品質の安定度は高いと言われている。また、社会福祉協議会の建物に使われている建材は軽量鉄骨というもので、この軽量鉄骨は変形しにくく、強度の高い材料と言われ、大事に使えば耐用年数を過ぎてでも使用ができるものであるとの答弁。

次に、公共施設等の包括施設管理業務の対象に組み込まれていたというふうに記憶しているが、包括施設管理業務の対象となっているとしたらどのような報告が市に出されているのかとの質疑に対して、包括施設管理業務の対象施設の一つとして扱っており、保守管理の業務としては、年に2回、消防設備点検を実施しており、消防設備について不具合等はないという報告を受けている。また、それ以外に毎月1回、建物の外観等を監視して、巡回点検として異常の有無などを確認しながら、そちらでも不具合等の報告は受けていないとの答弁。

次に、建物の増築など、工事の履歴について主なものは、との質疑に対して、昭和59年度には最初の建物の新築工事を、次に、平成7年度には、事務局の事務所の執務室を整備するための増築工事を、次に、平成15年度には、精神障害者地域活動支援センター「ウエルカム」の開設のための増築工事を、次に、平成24年度には、隣接する青梅街道の拡幅に伴う建物の増改築工事を行ったとの答弁。

次に、修繕工事についてはどのようなものが行われているのかとの質疑に対して、建物に不具合が生じた場合については、基本的には市の負担で修繕を行っているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議では、3名の委員より意見が述べられました。

自由討議の中で、直ちに趣旨採択として採決されたいとの動議が出され、直ちに採決した結果、本陳情は趣旨採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[厚生文教委員会委員長 荒幡伸一君 降壇]

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

[18番 佐竹康彦君 登壇]

○18番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党会派を代表し、第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定についてに対し賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和6年度から5年間にわたる東大和市民会館の運営について業務委託をする事業者を指定するもので、現在の指定管理者に引き続き運営を担っていただくものであります。

厚生文教委員会の質疑において、当該事業者の現委託期間における業務内容とコロナ禍での施設運営に対する市の評価を確認いたしました。委託開始当初には想像できなかった事態の中、地域文化の拠点として、適正な施設運営に努力したことを私どもとしても高く評価いたします。

令和6年度からの事業では、他の候補者よりも、よりアウトリーチ事業に対する提案が多く、地域活性化と市民文化のさらなる発展を期待できることも確認し、それが市の総合計画と親和性が高いことも理解いたしました。

また、財政運営の点についても、指定管理者が経費節減の努力を行うこと、また市として物価高騰に対する柔軟な対応もしていく考えを御答弁いただきました。

市民会館は、通常の商業施設のように、プロによる興行を提供して利益を上げることを主眼とする文化施設ではなく、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を提供することはもとより、市民自身が文化創造の主体者となって活動する場であり、地域文化の発展に寄与する拠点として存在するものと認識しております。

私ども公明党会派は、民間の専門的な知見やノウハウを活用した市民サービスの向上と、さらなる行政運営の効率化を図るために、当市における民間活力の導入や指定管理者制度の積極的な活用を一貫して推進してまいりました。これまでも市役所窓口業務の民間委託や市民体育館、市立図書館地区館における指定管理者制度の導入においても大きな実績を上げているものと高く評価をしております。

そうした観点から、市民会館の運営においても、今回改めて指定された事業者が市民と行政と協力しながら、市民ニーズに応じたサービス向上を最優先に取り組んでいただき、さらなる東大和市の文化芸術の興隆と地域活性化の進展に大いに寄与されることを期待しております。

以上、第38号議案に対する賛成討論といたします。

〔18番 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

**日程第8 委第4号議案 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を求める意見書**

○議長（東口正美君） 日程第8 委第4号議案 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会での陳情の趣旨採択に伴い、全会一致により提出することと決定されたものであります。

よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第4号議案 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

**日程第9 議第4号議案 インボイス制度の実施中止を求める意見書**

○議長（東口正美君） 日程第9 議第4号議案 インボイス制度の実施中止を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 議第4号議案 インボイス制度の実施中止を求める意見書について、日本共産党を代表し提案理由を説明します。

財務省は、インボイス導入で161万者が新たに課税事業者となり、2,480億円の増収と試算しました。小規模事業者狙い撃ちの増税であり、年収数百万円の事業者にも平均15万4,000円の増税となります。

国会論戦では、年間売上げ300万円のフリーランスの場合、消費税負担が年13万6,000円も増えることを財務省は認めました。小規模事業者にも増税か取引からの排除かという選択を迫り、どちらを選んでも廃業を検討せざるを得ない、まさに地獄の二者択一です。その影響は、意見書記載のとおり多岐にわたり、1,000万人前後に及ぶと言われていています。

6月14日には、インボイス制度の中止を求めるインボイス全国一揆が全国20か所で開催され、国会正門前には1,500人が集まりました。いわゆる業界団体だけでなく、アニメーターや声優、音楽関係者など、多くの方々が中止を求める声を上げています。

物価高騰で経済が痛んでいるときに、世界100か国が踏み出している消費税減税に背を向けるどころか、小規模事業者狙い撃ちの増税を強行する。これだけ中止を求める声が上がっているのに強行する。背景にさらなる消費税増税の狙いが透けて見えます。

地域経済と市民の暮らしを守る立場から、意見書への賛同を呼びかけ、以下、意見書を読み上げて提案とします。

インボイス制度の実施中止を求める意見書。

政府が消費税のインボイス（適格請求書）制度の導入を予定する10月1日まで3か月余となった。



インボイス制度の影響を受けるのは、売上高1,000万円以下で、企業と取引をしている小規模事業者、個人事業主やフリーランスなどである。農林水産業者、声優、俳優、演劇関係者、アニメーター、塾や音楽教師、プロアスリート、一人親方、個人タクシーや軽輸送ドライバー、シルバー人材センターで働く高齢者、日雇労働者などが新たに消費税を負担する可能性がある。インボイス制度で負担を強いられるフリーランスなどから「廃業を考えざるを得ない」との悲鳴とともに、導入の延期や中止を求める声が大きくなっている。

インボイス制度の導入で、政府は約2,480億円の税収増になるとしている。インボイスに登録して新たに消費税を課税される事業者が増えると見込んでいるため、「税率を変えない消費税増税」と批判されている理由である。

昨年9月15日、日本商工会議所は「令和5年度税制改正に関する意見書」をまとめ、「消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応」として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、2023年10月の導入が法律上予定されているが、仮に同制度が導入された場合、免税事業者（約500万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え・改修、受け取った請求書等に登録番号があるかの確認、仕入先が免税事業者かどうかの確認、自社が発行する請求書等の保存、端数処理のルール変更等、事業者にとって多大な負担が生じることになる。」「検証結果やコロナ禍の影響、中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえ、制度導入に向けた影響最小化策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場合は、制度導入時期を延期すべき」とした。

政府は、免税事業者が課税事業者になった場合、2026年9月末まで税負担や事務負担を軽減する激変緩和措置を取るとしているが、問題は解消できない。

よって、東大和市議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と地域経済振興のため、インボイス制度の実施を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくをお願いします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） やまとみどりの床鍋義博です。やまとみどりを代表して、議第4号議案 インボイス

制度の実施中止を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

政府は、税込アップをさせることを目的に、税負担の公平性という名目で、今回インボイス制度を導入しようとしているわけですが、今回この制度導入によって影響を受けるのは、1,000万円以下の事業者でございます。1,000万円以下ですから、例えば100万円しか売上げのない事業者であっても対象となっているわけです。これを税負担の公平性というのでしょうか。言葉の定義が間違っています。これは平等ではありますが、公平ではありません。

また、今回マスメディアがインボイス制度について街頭インタビューを報道している中で、次のようなことを挙げています。

消費税を支払っているのは消費者である。消費税は預り金、納税前に事業者が消費者から一時的に預かるお金である。免税業者、年収1,000万円以下の事業者は、消費税を横取り、ピンはねすることで益税と呼ばれる不当な利益を得ているというような議論を広めておりますが、これは全て間違った認識です。

1990年3月26日、東京地裁にて判例があります。この場で判決文を全て読み上げるのは省略しますが、判決の要旨は次のとおりです。

消費税を支払っているのは事業者である。消費税は預り金ではない。免税事業者に益税は存在しない。簡単に言えば、零細業者に対して、消費税を免除するということは政策的配慮として合理性があると言っています。

この判決は現在も維持されているものであり、また政府も今年の2月に行われた国会において、前述の判決に対し同様の意見を陳述しております。例えば、所得税においてたくさんもうけた者から多く徴収し、逆に少ないもうけの者からは少なく、また取らないといったことを行っている累進課税であることは皆さん御承知のとおりです。消費税もまさにこれに当たります。そのことを裁判所では、政策的に合理性があると言っているのです。これが税負担の公平性だと思います。

零細な事業者は、ビジネスの上でも立場が弱い場合がほとんどです。大企業は、様々な不利な条件を立場の弱いフリーランスや個人事業者にのませることで、自らの利益を生み出しているという側面もあるのではないのでしょうか。だからこそ政府は、その弱者に対し政策的な配慮をすべきなのです。

富の再分配機能がない政府であれば、政府として機能しているのでしょうか。口だけのSDGsを政府は言うのをやめたほうがよいと思います。こんな政策では、誰も取り残さない社会は永遠に来ることはありません。

以上をもって、賛成討論とさせていただきます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第4号議案 インボイス制度の実施中止を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

日程第10 議第5号議案 来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を  
活用しないことを求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第10 議第5号議案 来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を活用しないことを求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。ただいま議題に供されました議第5号議案 来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を活用しないことを求める意見書について、提出者を代表し提案理由の説明を行います。

多くの関係者、保護者の懸念の声を押し切り実施された中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J（イーサットジェイ））が2023年度、都立高校入試での合否判定に活用されました。しかし、もともと透明性、公正性、公平性、個人情報保護に大きな問題があること、試験当日には音漏れなど解答に影響する重大な不備があったこと等、入試の合否判定に活用するには、あまりにも大きな問題点が幾つも指摘されています。子供たちの将来にも影響する入試制度において、新たな制度を導入するのであれば、最低限、問題点がほぼないという時点になってから実施すべきだと考えます。

よって東京都に対し、来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J（イーサットジェイ））を活用しないことを求める意見書を提出するものです。

以下、読み上げて提案といたします。

来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J（イーサットジェイ））を活用しないことを求める意見書。

英語スピーキングテスト（以下ESAT-J（イーサットジェイ））は、タブレットから流れる問題に答えを録音する形で行われ、フィリピンの事業者による採点后に、結果が入試の総合点に20点満点で加算され合否判定に使われるものですが、都立高校入試への活用をめぐるのは、保護者や教員、専門家など多くの関係者から、公平性、公正性、透明性の担保ができないと中止を求める声が広がっていました。

8万人の生徒の点数を短期間で正確に行えるかどうかの保障がないこと、生徒が自分の回答の採点結果を情報開示請求することもできないこと。100点満点のESAT-J（イーサットジェイ）を入試に活用する際に20点に換算するが、6段階の得点域で分け4点刻みに配点することにより、テストが1点違いでも入試では4点の差に拡大する場合が生じること。調査書の内申点は、主要教科（国語、社会、数学、理科、英語）の満点が23点なのに対し、英語の1技能であるスピーキングが20点となり、英語だけ合計43点になるというバランスを欠いた配点であること。不受験者に対しては、同じ高校を受験した学力テストの結果が同程度の10人前後の結果から算出した平均点が付与されることから、得点順位が入れ替わる逆転現象が起り得ること。ベネッセが運営する民間試験GTEC（ジーテック）と酷似しており、都内公立中学校でGTEC（ジーテック）を実施している自治体の生徒はESAT-J（イーサットジェイ）でも高い得点を出せる可能性があること。

こうした多くの問題点を抱えたまま、2022年11月27日にESAT-J（イーサットジェイ）が実施されましたが、「英語スピーキングテストの都立高校入試への活用中止のための都議会議員連盟（英スピ議連）」によるESAT-J（イーサットジェイ）実施状況調査結果によれば、「前半の人たちの回答が丸聞こえだった」、

「前半組が終わった後、トイレ等で問題が流出した」、「イヤーマフをつけても前後左右の人の声ははっきり聞き取れた。近くの席の人の解答をそのまま回答すれば点が入る状況だった」など、前半組と後半組の情報遮断不全92件（46会場）、「イヤーマフ越しに他の受験生の解答音声聞こえた」166件（78会場）、「録音確認の際に周りの人の声が録音されていた」55件（35会場）など、入試の大原則である公平性を担保できない重大トラブルが多数発生しました。

さらに全員分の音声データを聞き直した結果、8人の解答の音声の一部が正しく録音されず無回答と認識され、誤って低く採点されていたことや、「中学校学習指導要領に基づく内容とする」としていながら、実際にはそれを逸脱する問題が出題されたことも明らかになりました。

東京都教育委員会は、英語スピーキングテストは、学習指導要領の英語における書く、聞く、読む、話すの四技能のうち「話す」ことを評価し、授業改善に役立つようアチーブメントテストとして行うとしていましたが、人間とのやり取りではなく機械に向かって一方的に説明する問題で、英語でのコミュニケーション力をはかることができるのか疑問です。結果についても総合得点のみで設問ごとの点数が示されないため、なぜその点数なのか分からず、正しい採点だったのかどうかの確認もできず、アチーブメントテストとしても入試としても成り立っていない状況です。

しかし東京都教育委員会は、E S A T - J（イーサットジェイ）の結果を今年度入試でも活用し、さらに1・2年生にも広げようとしています。

公平・公正さが確保できないテストを、中学生の将来の進路に関わる極めて重要な都立高校入試の可否の判定に使うことができないのは当然のことであり、東大和市議会は、東京都教育委員会に対し、来年度の高校入試におけるE S A T - J（イーサットジェイ）の活用を中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） やまとみどりの床鍋義博です。やまとみどりを代表して、議第5号議案 来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J）を活用しないことを求める意見書に賛成の立場で討

論を行います。

子供たちの将来を大きく左右する高校受験において、そのテストは疑いようのない客観性と厳正さが求められます。しかし、今回導入されるスピーキングテストでは、採点者が何人いるのかは明らかではありませんが、短期間で約8万人の採点をするとなると、数多くの採点者がいるはずですが、採点者が複数いればいるほど、その能力に差が出るのは当然のことです。また、仮に1人であっても、全ての採点について同一の能力が発揮されるというのは不可能です。

このように1点を争う試験においてばらつきが避けられない方法、客観性の低い試験を人生の大きな岐路に立つ子供たちに強いてはなりません。

意見書の中にも挙げられていましたが、受験をしなかった者に対する採点方法にも問題があります。皆さん、想像してください。もし自分の子供が、また若い方は、もし自分がこの入試で一生懸命スピーキングテストを勉強したが、残念ながらよい点数が取れなかった。その一方で、最初からスピーキングテストに費やす時間を他の教科に振り向け、スピーキングテストを避けた受験生がいた場合、現在の採点方法では、後者のほうがよい点数が取れる可能性が非常に高いので、結果として皆さんのお子さん、または皆さんが不合格になりました。どう思いますか。どのような声をかけますか。

重ねて申しますが、1点差で合否が決まる制度になっている現在の受験制度では、客観性と厳密性が担保されない試験を行うべきではありません。子供たちの人生を左右しかねない制度は、見切り発車で行ってはいけません。

ここで、国政政党に所属される方は、もしかすると党本部というか、中央というか、そちらのほうから指示があるのかもしれませんが。いわゆる党議拘束と言われるものかもしれません。しかし、皆さんは国政の出先機関でしょうか。皆さんを選んだのは、皆さん一人一人の名前を書いた東大和市民一人一人の1票です。皆さん自身のお考えをお示しいただくことを期待して、賛成討論とさせていただきます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第5号議案 来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を活用しないことを求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第11 議第6号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（東口正美君） 日程第11 議第6号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を

省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第6号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第12 閉会中の特定事件調査について

○議長（東口正美君） 日程第12 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会及び厚生文教委員会並びに建設環境委員会より御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申出があります。

お諮りいたします。

申出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第13 議員派遣について

○議長（東口正美君） 日程第13 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（東口正美君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時27分 開議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 東 口 正 美

副 議 長 大 后 治 雄

署 名 議 員 石 田 昭 太 朗

署 名 議 員 高 峰 章